

15年度輸入米の残留農薬検査結果 厚労省



厚生労働省は平成16年10月1日、15年度輸入米についての残留農薬やカビ毒(アフラトキシン)の検査結果を公表しました。

15年度に輸入されたミニマムアクセス米(注1)は65万9,992.1トンにのぼりますが、このうち中国産うるち精米1件(200トン)から基準値を超過した有機リン系殺虫剤ジクロルボスが検出されたため、食品衛生法第11条違反(食品基準違反)として扱われたほか、アメリカ合衆国産うるち精米・もち精米2件(計10.1トン)、タイ産うるち精米5件(307トン)に腐敗、変敗、カビの発生が認められ食品衛生法第6条違反として扱われました。

また15年度に輸入された二次税率支払輸入米(注2)は260.5トンで、このうちインド産うるち精米1件(0.5トン)から有機リン系農薬マラチオン、タイ産うるち米1件(1.2トン)から臭素がそれぞれ基準値以上検出され、食品衛生法第11条違反として扱われました。

(注1)1993年のウルグアイ・ラウンド農業合意で、合意以前に輸入がほとんどなかった品目について最小限の輸入を義務づけた措置に基づき、輸入している米。

(注2)1999年の米の関税化措置への切替えに伴い、政府買入米以外に二次税率を支払うことで輸入が可能となった米。

資料:2004年10月1日付 EIC ネット

総務箇所 横山 美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

